平成２２年（フ）第１９９号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目25番23号
債務者　二宮　佑介
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
鹿児島県日置市吹上町中原2366番地６
債務者　古川　明美
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２７７号
鹿児島県鹿児島市易居町６番５号石崎ビル202号
債務者　田中　昌代
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３０３号
鹿児島県鹿児島市上荒田町33番８―602号
債務者　三川　道子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８０号
宮城県石巻市水明北１丁目11の13、住民票上の住所宮城県登米市米山町中津山字西千貫334番地
債務者　米谷　秀勝
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月１日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第３８０号
仙台市太白区西多賀４丁目28番８―202号
債務者　佐藤　浩明
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３８１号
仙台市太白区西多賀４丁目28番８―202号
債務者　佐藤　修子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５２２号
仙台市宮城野区福室３丁目２番55―205号
債務者　佐々木敏雅
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６３８号
仙台市泉区西田中字下田中後北７番地の１
債務者　早坂　亜衣
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６４４号
仙台市泉区西田中字下田中後北７番地の１
債務者　早坂　利勝
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６６８号
仙台市青葉区柏木１丁目５番35号　仙台つばさ荘301
債務者　畠山　紅子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６７２号
仙台市青葉区小田原７丁目３番22号　小田原セブンコーポＦ棟104
債務者　鈴木　俊輔
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７５８号
仙台市太白区郡山字新橋北８番地の23
債務者　鈴木　弘枝
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７５号
宮城県石巻市北村字鳥ノ巣一46番地１
債務者　高橋　喜寿
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第２０３号
秋田県潟上市天王字天王246―１、住民票上の住所秋田県潟上市天王字羽立北野１番地88
債務者　柏﨑　　渉
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０５号
秋田県潟上市天王字西長根48番地37
債務者　熊谷　　茂
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２１号
秋田市南通宮田８番５号　やまゆりハイツ201号、前住所秋田市飯島新町２丁目８番８号
債務者　柿﨑　　渉
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部